

新潟市若年者自立支援ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 若者の職業的自立支援の効果的な展開を目指し、関係機関、団体等(以下「関係機関等」という。)の連携の強化並びに必要な調査及び研究を行うため、新潟市若年者自立支援ネットワーク会議(以下「会議」という。)を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「若者」とは、市内に住所を有する者又は勤務する者で15歳以上35歳未満の者をいう。

(組織)

第3条 会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる関係機関等から市長が委嘱する。

保健福祉機関

教育機関

就労支援機関

民間支援機関

その他市長が必要と認める関係機関等

(所掌事務)

第4条 会議は、市及び関係機関等の情報の交換等により連携を強化し、並びに次に掲げる事項について調査及び研究を行う。

市又は関係機関等が実施する若者の職業的自立支援に資する事業の連携に関すること。

職業的自立支援が必要な若者の把握に関すること。

その他、会議の目的を達成するために必要なこと。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第6条 会議に、特別の事項を調査及び研究するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査及び研究が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第7条 会議に委員の互選による会長及び副会長を1人置く。

2 会長は、会議を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、新潟市経済・国際部雇用対策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。